

食物廃棄物  
転売問題

転売防止へ取組指針案

食り業者との信頼構築促す

(1面からのつづき)

食品廃棄物等の不適正な転売の防止に向けた食品関連事業者向けガイドライン(案)では、取り組みの方向性として、まず再生利用の適確な実施を挙げ、排出事業者責任の再認識や再生利用事業者との信頼関係の強化について重要性を指摘したうえで、今回の事案を受けた追加的な転売防

止措置について取り上げる形をとっている。

ガイドラインは、不正転売事案を受けて改正される食品関連事業者の判断基準省令の新たな規定に基づき、食品廃棄物等の不適正な転売防止に向けた食品関連事業者の取組指針を示すもの。

具体的な取組例では、第一に食品関連事業者と再生利用事業者の信頼関係の構築を挙げた。食品関連事業者が再生利用事業者とのコミュニケーションを深め、自らの責任として、委託契約先の再生利用実施状況や肥料等の製造・販売状況、肥料等を利用した農畜水産物の生産状況の把握に努

めることが重要であると指摘している。

こうした信頼関係の構築が、転売防止を含めた食品循環資源の再生利用の取り組みを適確に実施していくうえで、すべての食品関連事業者に求められる取組みであるとし、ユ

追加的な転売防止措置については、現時点で可能な再発防止策として、廃棄食品の性状(固形・液状等)、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量や、食品関連事業者の施設、棚卸しなどの排出場面に応じて転売のリスクを考慮しつつ、検討する必要があると指摘。具体的な取組例として、▽処理委託時▽引き渡し時▽

処理終了時――の各段階における転売防止対策を取り上げている。

処理委託時の取組みでは、再生利用事業に必要な施設の処理能力を確認する方法の例や、適正料金で再生利用を行う委託先の選定にあたって踏まえるべき点を参考欄で示した。

再生利用の適正料金については、改正を行う判断基準省令の中で、適正な料金の判断にあたって有用な情報を国が提供した上で、食品関連事業者が適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定するよう位置付けることを想定している。

第15回合同会合で、委員から多くの意見や質問が上がった「規制権限の及ばない第三者」の問題では、「コンビニ業界を代表する委員から「第三者とはどこまでの範囲を指すのか。全国市町村の処分料金といたった必要な情報を管理会社が提供してくれるなど、よい面もある」という指摘もあった。

第15回合同会合のもよう



追加的な転売防止措置については、現時点で可能な再発防止策として、廃棄食品の性状(固形・液状等)、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量や、食品関連事業者の施設、棚卸しなどの排出場面に応じて転売のリスクを考慮しつつ、検討する必要があると指摘。具体的な取組例として、▽処理委託時▽引き渡し時▽

省は「問題は排出事業者が第三者に業務を任せきりにし、責任を放棄すること。(第三者の情報は排出事業者が責任を果たすのなら真つ当なサービ